

## 岩倉市フッ化物塗布事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児に対する口腔衛生思想の普及及びう蝕<sup>くう</sup>予防<sup>しよく</sup>に寄与するため、一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会（以下「岩倉地区会」という。）が行う事業に対し、市が交付する助成金について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び交付額)

第2条 助成金の交付対象は、岩倉地区会が行うフッ化物塗布事業とする。

2 助成金の交付額は、当該年度の予算額の範囲内とする。

(助成金の申請)

第3条 助成を受けようとする岩倉地区会は、フッ化物塗布事業助成金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(助成金の決定及び通知)

第4条 市長は前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、岩倉地区会にフッ化物塗布事業助成金決定通知書（様式第2）により速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第5条 前条の決定を受けた岩倉地区会は、助成事業を完了したときは、速やかにフッ化物塗布事業助成金事業実績報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、助成事業完了検査を行い、助成金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、助成金を交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、助成事業完了前に助成金の全部又は一部を概算払又は前金払とすることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。